虐待防止のための指針

ひろ訪問看護ステーション

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法（第 20.21 条）の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護を資することを目的に、高齢者虐待の防止ともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に務める。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待発生の防止や早期発見、虐待等が発生した場合は再発を防止するための対策を検討するために、虐待防止委員会を設置する。

（1）虐待防止委員会のメンバーは次のとおりとする。
管理者　大山　千賀
メンバー　山下　美佳

（2）虐待防止委員会は年 1 回開催する。（10 月）
また、虐待被疑事件が発生した場合にも適宜開催することとする。
虐待防止委員会で検討すべき内容は次のとおりとする。

① 虐待防止委員会とその他事業所内の組織に関すること
② 指針の整備に関すること
③ 職員研修の内容に関すること
④ 職員が相談・報告できる体制整備に関すること
⑤ 虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に実施されるための方法に関すること
⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑦再発防止策を講じた際、その効果についての評価に関すること

事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等の検討結果については、職員に周知徹底を図る。

（3）委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる
（個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する）

3. 職員研修に関する基本方針

虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。

【研修内容】
・定期的な研修（10 月実施）

・入職時研修
研修の実施内容については、実施内容、資料、出席者名簿を記録し、保存することとする。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する方針

① 虐待等が発生した場合には、直ちに市町村に報告する。
【高知市相談窓口】
介護保険課　事業係　高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 TEL:088-823-9972

② 緊急性の高い事案の場合には、市町村や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の人権と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

① 虐待対応担当者
虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者があたるものとする。
② 虐待対応担当者への報告
虐待等の報告を受けた職員は速やかに虐待対応担当者へ報告する。
③ 事実確認
虐待等について相談及び報告があった場合には、虐待対応担当者は事実確認を行う。 これら確認の経緯は、時系列で整理する。
④ 事情聴取
虐待対応担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。
⑤ 発生後の町への報告
事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において検証し職員に周知する。虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて町へ報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な高齢者の権利擁護が図られるよう、親族及び関係機関等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

① 苦情相談窓口に寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
② 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
③ 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

8. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示する。また事業所ホームページにも掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とすることとする。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関に より提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に務める。

（附則）
本指針は、令和 5 年 1 月 16 月より施行する。

令和 5 年 10 月 1 日　改定。